

第1回 第4次三川町総合計画策定推進委員会

日時：令和元年6月18日(火) 午後1時30分～

会場：三川町役場 3階 講堂

— 次 第 —

1. 開 会

2. あいさつ

3. 講 演

演題 総合計画策定の意義

講師 東北公益文科大学 小野 英一 准教授

(休 憩)

4. 委嘱状交付

5. 協 議

日程第1 委員長の選出及び副委員長の指名について

委員長 _____ 副委員長 _____

日程第2 経過説明等

(1) 計画策定の諮問から本日までの経過 資料 No. 1

(2) 計画策定方針 資料 No. 2

(3) 総合計画策定推進委員会設置規程ほか 資料 No. 3

日程第3 分科会の設置について

日程第4 計画策定スケジュール等について

(1) 計画策定スケジュール及び分科会・専門部会

合同会議の開催について 資料 No. 4

(2) まちづくりアンケート調査の結果について 資料 No. 5

6. そ の 他

7. 閉 会

講演

○演 題 総合計画策定の意義

○講 師 東北公益文科大学 小野 英一 准教授

【講師のプロフィール】

出身地 山形県（1978年生まれ）

学 位 博士（公益学）2013年

最終学歴 東北公益文科大学大学院公益学研究科博士後期課程修了

職 歴 平成12年4月 山形県職員

平成28年4月 東北公益文科大学公益学部准教授

研究分野 行政学、地方自治論、公益学

研究テーマ 自治体の行政マネジメント・行財政改革に関する研究

地域資源を活用した地域政策・地域づくりに関する研究

公益学・公益論

社会・地域での活動

山形県明るい選挙推進協議会 委員

酒田市環境審議会 専門委員

酒田市行財政改革推進委員会 委員

庄内町教育委員会事務事業点検評価 総括評価者

生涯学習施設 里仁館 運営委員

<メモ>

○計画策定の諮問から本日までの経過

日 時	内 容
平成 31 年 2 月 18 日(月)	・ 第 4 次三川町総合計画策定の諮問
2 月 19 日(火)	・ 第 4 次三川町総合計画策定方針の決定 ・ 第 4 次三川町総合計画策定委員会等の設置規程の設定
2 月 20 日(月)～ 3 月 8 日(金)	・ まちづくりアンケート調査の実施 (対象：町民 1,080 名)
3 月 1 日(金)	・ 第 4 次三川町総合計画策定推進委員会の委員公募 (広報・ホームページにて)
4 月 24 日(水)	・ 第 4 次三川町総合計画策定本部会議（第 1 回）
4 月 25 日(木)	・ 現行計画達成状況調査の実施 (対象：役場庁舎内所管課)
令和元年 5 月 1 日(水)	・ 第 4 次三川町総合計画策定推進委員会の委員決定 (委員 28 名)
6 月 10 日(月)	・ 第 4 次三川町総合計画策定本部会議（第 2 回）
6 月 18 日(火)	・ 第 4 次三川町総合計画策定推進委員会（第 1 回）

第4次三川町総合計画

策定方針

平成31年2月
三 川 町

元号改正に伴い、策定当時の年表記を
「令和」に変更しました。

1. 総合計画策定の経緯及び趣旨

昭和30年に三川村が誕生し、「新村建設計画」を策定したことにはじまり、本町では3期にわたり「三川町振興計画」を策定してきました。その後、それに続く計画となる「新三川町総合計画」を平成2年度に策定し、平成12年度に「第2次三川町総合計画」を、平成22年度には「第3次三川町総合計画」を策定し、現在に至っています。

「第3次三川町総合計画」では、「笑顔つながる協働のまち ハートフルタウンみかわ」をキャッチフレーズに、「みんなで創り育む『いのち、自然、豊かさ』人輝くまち みかわ」を目指すべき町の将来像と定め、平成23年度から各種施策を展開してきましたが、計画策定から約8年が経過していることから、令和3年度からの10年間にわたる次期総合計画「第4次三川町総合計画」を策定するものです。

<経過等>

三川村誕生	昭和30年（1955年）	以後、「新村建設計画」「三川町振興計画」を策定
新三川町総合計画	平成2年度（1990年度）策定	【計画期間】 平成3年度～12年度
第2次三川町総合計画	平成12年度（2000年度）策定	【計画期間】 平成13年度～22年度
第3次三川町総合計画	平成22年度（2010年度）策定	【計画期間】 平成23年度～令和2年度
第4次三川町総合計画	令和2年度（2020年度） 策定予定	【計画期間】 令和3年度～令和12年度

2. 計画策定の基本的な考え方

今回策定する「第4次三川町総合計画」では、これまでの取り組みを継承し発展させるといった基本的な考え方のもと、長期的な展望を持ちながら、本町の現況と課題を把握し、今後、目指すべきまちづくりの方針や施策の方向性を定めていきます。

そのため、現行の「第3次三川町総合計画」に掲げる施策の検証を行うとともに、これからのまちづくりに対する町民の声を多く反映させながら、計画策定に取り組んでいくものとします。

3. 具体的な計画策定方法

第4次三川町総合計画の策定方法については、所管課による現行施策の検証のほか、町民に対する「まちづくり住民アンケート調査」を行い、より多くの町民の声を計画に反映させていくこととします。さらには、各種関係機関・団体、企業等の意向を把握しながら「三川町振興審議会」並びに新たに組織する「三川町総合計画策定推進委員会」で協議して策定していきます。

まず、第3次三川町総合計画に掲げる各種施策の検証では、所管課において各種施策に基づく事務・事業の現状分析を行い、課題の洗い出しと、将来必要とされる施策や事業についての方針案を作成します。

次に、町民に対する「まちづくり住民アンケート調査」では、年代、性別、地区別に全体で1,080人を対象としたアンケート調査を行い、今後の町の進むべき方向など将来に望む住民ニーズの把握を行っていきます。

また、「三川町総合計画策定推進委員会」では、町の主要機関・団体代表のほか、一般公募による委員も加えた幅広い意見の集約を図り、計画の基本方向、施策方針等を協議していきます。

4. 総合計画の構成

基本構想	本町が目指すべき将来の目標やまちづくりの基本理念及びその目標達成のための基本的施策等を示すもので、「基本計画」及び「実施計画」の基礎となるべきものです。 (対象期間：令和3年度～令和12年度の10年間)
基本計画	基本構想を実現するため、分野別の課題と目標を示しつつ、重点的に推進する施策の方針等を体系的に示すもので、計画策定から5年が経過した時点で、必要に応じて見直しを行います。 (対象期間：令和3年度～令和12年度の10年間)
実施計画	基本計画に定められた分野別基本施策の方針に基づき、それらをどのように実施していくかを明らかにする計画で、3年ごとのローリング方式で毎年見直しを行いながら作成します。 (対象期間：毎年度)

<イメージ図>

計画／年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
基本構想										
基本計画						必要に応じて 見直し				
実施計画										

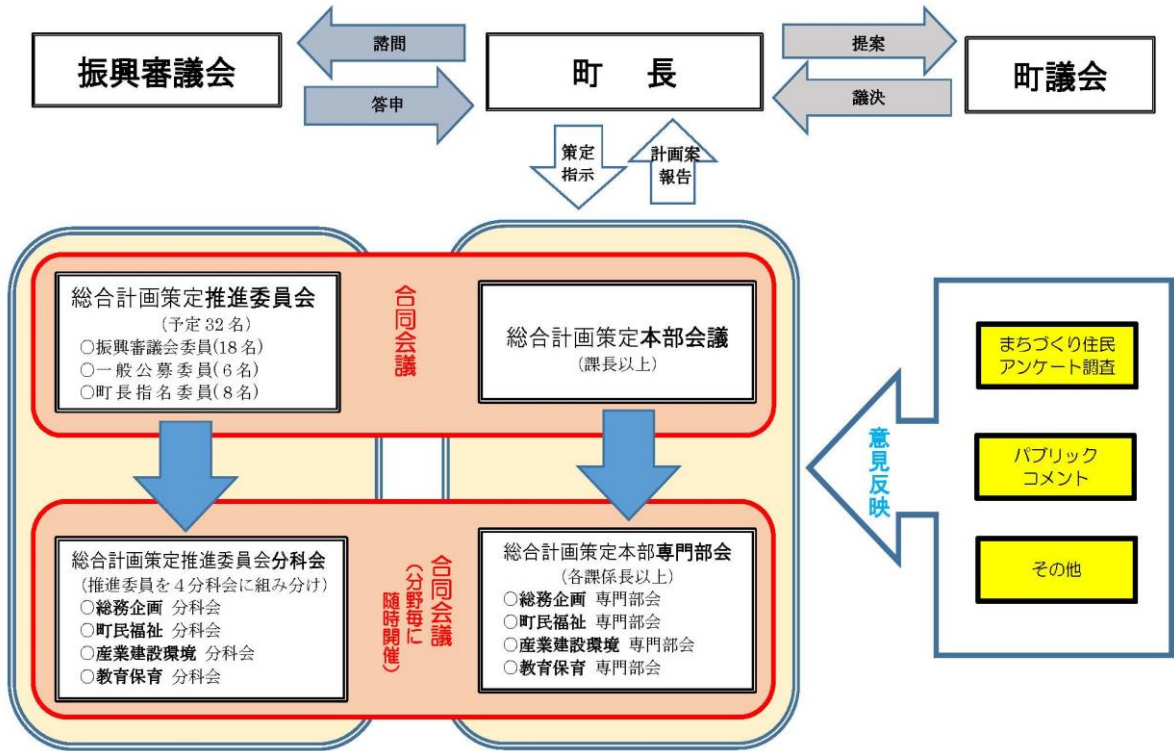
5. 計画策定体制

三川町振興審議会条例に基づき、審議機関となる「三川町振興審議会」への諮問・答申による計画策定手続きを行います。

また、その計画案を策定するための意見等集約の場として、「三川町総合計画策定推進委員会（振興審議会委員・公募委員等）」を設置するとともに、その組織内に分野ごとの「分科会」を設けることとします。

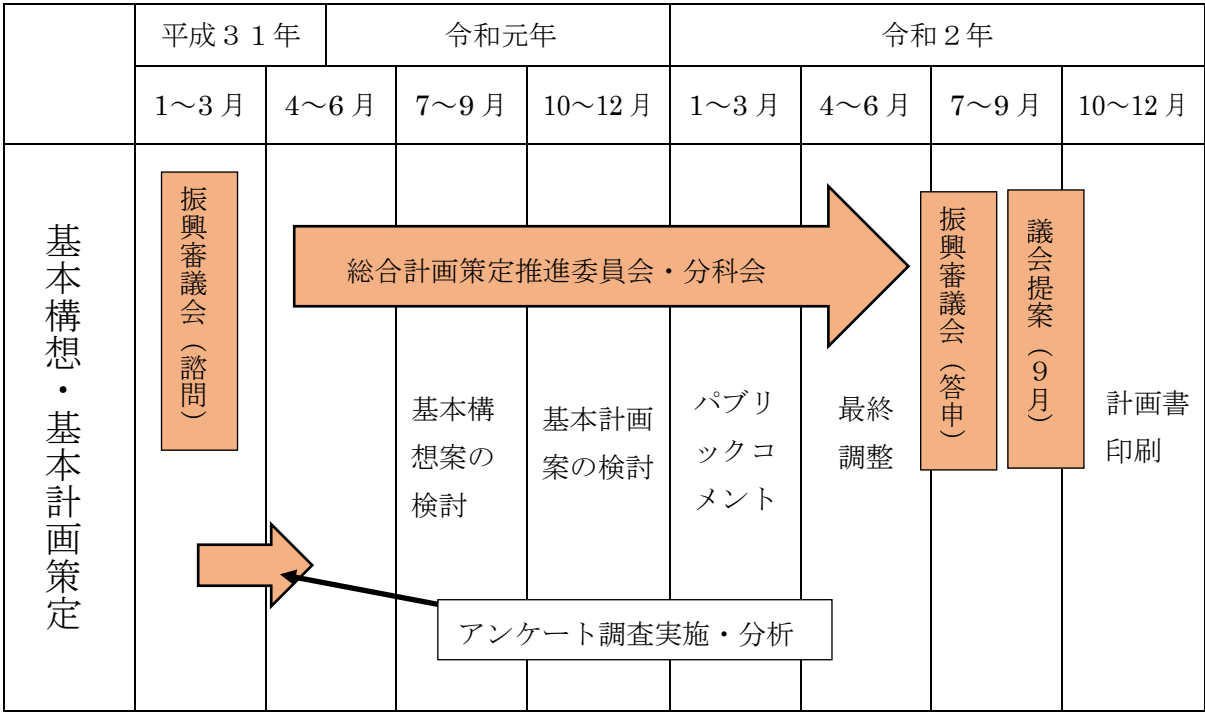
庁内体制としては、計画案を立案するための組織として「三川町総合計画策定本部会議（課長以上）」並びに「三川町総合計画策定本部専門部会（各課係長以上）」を設け、必要に応じ、「合同会議」の場を設けるなど、連携して計画策定作業に取り組める体制を構築します。

第4次三川町総合計画策定体制



6. 計画策定スケジュール

平成31年2月に「三川町振興審議会」に対して第4次三川町総合計画の策定に関する諮問を行った後、各種策定作業に取り組み、令和2年7月の答申、同年9月議会定例会への提案を目指します。計画策定スケジュールの概略は次のとおりです。



7. 計画の見直し

「第4次三川町総合計画」については、中間年にあたる令和7年度終了時点で計画の進捗状況の検証作業を行い、必要に応じて計画と現状との差異をもとに見直しを行うこととします。

第4次三川町総合計画策定推進委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、第4次三川町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定にあたり、広く町民の意向を反映するため、住民等で組織する第4次三川町総合計画策定推進委員会（以下「策定推進委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 策定推進委員会は、第4次三川町総合計画策定本部と協力して総合計画の基本構想及び基本計画に関する事項について協議し、意見、提言を集約するものとする。

(組織)

第3条 策定推進委員会は、32名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成し、町長が委嘱する。

(1) 三川町振興審議会委員

(2) 町長が指名した者

(3) 一般公募者

3 前項第3号に規定する一般公募者に関する募集方法については、町長が別途定めるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から総合計画策定完了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定推進委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出することとし、策定推進委員会の検討事項全般を総括するものとする。

3 副委員長は、委員長の指名により決定することとし、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理するものとする。

(会議)

第6条 策定推進委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができるものとする。

(分科会)

第7条 総合計画の基本構想及び基本計画に関する事項を調査及び検討するため、策定推進委員会に、次の分科会を置くことができるものとする。

(1) 総務企画分科会

(2) 町民福祉分科会

(3) 産業建設環境分科会

(4) 教育保育分科会

2 分科会の構成員は、策定推進委員会の委員をもって充て、委員の希望を確認したうえで、所属する分科会を町長が決定するものとする。

3 分科会は、企画調整課長が招集するものとし、必要に応じて、第4次三川町総合計画策定本部設置規程第6条に規定する専門部会と合同で会議を開催することができるものとする。

(庶務)

第8条 策定推進委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

(解散)

第9条 策定推進委員会は、総合計画策定が完了したときに解散するものとする。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程は、策定推進委員会の解散をもって廃止する。

第4次三川町総合計画策定本部設置規程

(目的)

第1条 この規程は、第4次三川町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定にあたり、第4次三川町総合計画策定本部（以下「策定本部」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 策定本部は、三川町振興審議会との連携を図りつつ、第4次三川町総合計画策定推進委員会（以下「策定推進委員会」という。）と協力して次の所掌事項を処理するものとする。

- (1) 総合計画の基本構想及び基本計画の調整
- (2) 総合計画の構成、編集内容の検討

(組織)

第3条 策定本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、課長以上の職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副町長である副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 教育長である副本部長は、本部長を補佐し、本部長及び副町長である副本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、副町長である副本部長が会議の議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができるものとする。

(専門部会)

第6条 策定本部に、次の事項を調査及び検討するため、専門部会を置くことができる。

- (1) 総務・企画に関すること
- (2) 町民・福祉に関すること
- (3) 産業・建設・環境に関すること
- (4) 教育・保育に関すること

- 2 専門部会の構成員は、前項各号に規定する事務を所管する課の係長以上の職員をもって充てる。
- 3 専門部会に係るその他必要事項については、町長が別途定める。

(庶務)

第7条 策定本部の庶務は、企画調整課において処理する。

(解散)

第8条 策定本部は、その設置目的が達成されたと認められるときに解散するものとする。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程は、策定本部の解散をもって廃止する。

第4次三川町総合計画策定本部専門部会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、第4次三川町総合計画策定本部設置規程（平成31年告示第30号。以下「策定本部設置規程」という。）第6条第3項の規定に基づき、第4次三川町総合計画策定本部専門部会（以下「専門部会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門部会の設置)

第2条 第4次三川町総合計画策定本部（以下「策定本部」という。）内に、策定本部設置規程第6条第1項に規定する専門部会を設置し、所管課等が所掌事務を処理するものとする。

- (1) 総務企画専門部会 総務課・企画調整課・議会事務局
- (2) 町民福祉専門部会 町民課・健康福祉課・会計課
- (3) 産業建設環境専門部会 産業振興課・建設環境課・農業委員会
- (4) 教育保育専門部会 教育課・健康福祉課

(組織)

第3条 専門部会は、部会長、副部会長及び部員をもって組織する。

2 部会長及び副部会長は、前条の規定による所管課等の課長以上の職員の中から互選により選任する。

3 部員は、前条の規定による所管課等の係長以上の職員をもって充てる。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会長は、専門部会を総括する。

2 副部会長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理するものとする。

(会議)

第5条 専門部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、部員以外の者を会議に出席させることができるものとする。

(分科会との合同会議)

第6条 専門部会は、必要に応じて第4次三川町総合計画策定推進委員会設置規程（平成31年告示第31号）第7条第1項に規定する分科会と合同で会議を開催することができるものとする。

2 専門部会と分科会が合同開催する場合の会議の招集及び会議の議長は、専門部会の部会長が行うものとする。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、企画調整課において処理する。

(解散)

第8条 専門部会は、その設置目的が達成されたと認められるときに解散するものとする。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程は、策定本部の解散をもって廃止する。